

災害時等における徳島県と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会の協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という）と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会 会長 宮本武考（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で大規模な災害や事故等が発生し、又は、発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲と乙とが相互に協力して迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うとともに、平常時から協力し、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るための必要な事項を定めるものとする。

なお、災害時の協力に関しては、乙が「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」（乙において別途定めるもの）を発動していることを前提とする。

（協定内容）

第2条 乙は、徳島県内の全ての青年会議所（以下「各青年会議所」という）の会員及び各青年会議所の会員が経営する企業（以下「関係機関」という）の従業員等が、次の事項に円滑に参加できるよう、協力するものとする。

- (1) 徳島県又は県内市町村における災害ボランティアセンターの活動
- (2) 地域における防災訓練等の地域防災力向上に向けた活動
- (3) 地域における消防団、自主防災組織等の活動

（協力体制の整備）

第3条 乙は、前条の協力を円滑かつ実効的に行うため、平常時から次の事項に、努めるものとする。

- (1) 各青年会議所の会員又は関係機関の従業員等の消防団、自主防災組織への加入促進
- (2) 災害時等に備えた各青年会議所の会員間の緊急連絡体制の整備
- (3) 各青年会議所の会員及び関係機関に対する本協定の普及及び啓発
- (4) 「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」の体制整備

（費用）

第4条 第2条及び第3条に基づく乙の対応は、別段の合意がない限り、無償で行われるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、災害時等においてこの協定が円滑に運用されるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

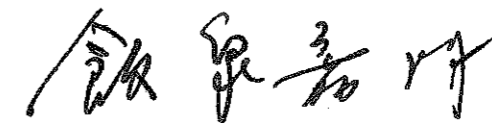
（協定の期間及び継続）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は、自動的に1年間継続されたものとし、以降の期間満了時も同様とする。

この協定の成立を証明するため、本協定書2通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年1月7日

甲 徳島県
徳島県知事



乙 徳島県徳島市南末広町5番8-8
公益社団法人日本青年会議所
四国地区徳島ブロック協議会
会長

